

平成 26 年 10 月 9 日

各部課等の長 殿

総 務 部 長

平成 27 年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が 9 月 8 日に発表した 2014 年 4～6 月期の国内総生産（GDP）の改定値は，消費税増税に伴うかけこみ需要の反動で個人消費や企業の設備投資などが低迷し，景気実感に近いとされる名目 GDP で 0.2% 減，年率換算では 0.7% 減となった。

9 月 16 日，内閣改造後初めての経済財政諮問会議において，賃金や雇用環境を改善させ，消費増税で停滞した景気の底上げを図っていく方針が確認された。基本的には景気の好循環は続いており，さらなる経済の好循環の拡大を図ることで経済成長を実現するとしている。消費税率の引き上げについては，7～9 月期の成長軌道に戻れるか，15 年間のデフレを脱却できるか分析し，判断を行うとしている。

2. 国政の動向等

国においては，7 月 25 日に「平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」いわゆる「概算要求基準」が閣議了解され，平成 26 年度予算に続き，民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し，施策の優先順位を洗い直し，無駄を徹底して排除しつつ，予算の中身を大胆に重点化するとしている。

年金・医療については，高齢化に伴う自然増として 8300 億円を加算した範囲内で，義務的経費については，前年度当初予算の範囲内，その他の経費については，前年度当初予算の 9 割で要求するよう求めている。

また，「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け，前述のその他の経費の 9 割にあたる要望基礎額の 3 割を上限とした範囲内で要望できる仕組みとし，この中で「地方の創生と人口減少の克服に向けた取り組み」についても要求することとしている。

しかし，平成 26 年度と同様に，消費税増税分を見込まず総枠を示さないままの概算要求のため，9 月 3 日に公表された各省庁からの概算要求の総

額は101兆6806億円と初めて100兆円を突破し、基礎的財政収支の赤字額の半減など、財政健全化を達成できるのか、難しい局面を迎えている。

### 3. 本市の財政状況等

平成25年度の決算は、景気の回復傾向を反映し市税が3年ぶりに100億円を超え、人件費や物件費など経常経費の減により、実質収支で12億円の黒字となった。決算規模も、国の景気対策による大型事業などで、昨年より10%増と大きく膨らんだが、国の「地方配慮」という政策に支えられている部分も大きく、必ずしも自律的な財政運営とはいえない。

平成26年度の財政見通しであるが、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税総額は確保されたものの、景気の回復は消費税引上げ後、鈍化傾向にあり、歳入の大宗を占める市税収入の大きな伸びは期待できない。

歳出面では、給与減額支給措置の終了に伴う人件費の増、公債費や都市再生機構立替償還金などが依然として高水準で推移する中、社会保障関係費の伸びも見込まれる。また、医療給付費等も年々増加していることから、国民健康保険特別会計などへの繰出金の伸びも見込まれる。また、公共施設の更新については、保全計画を作成し、中期事業計画に計画的に計上する予定であるが、緊急性のある改修工事は今年度前倒しで行うことを検討しており、投資的経費の増加も予想される。

### 4. 財政運営の基本姿勢

平成27年度は、ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（以下、戦略プラン）でこれまで実施してきた事業の進捗状況を踏まえ、成果や問題点を明らかにし、今後の事業を効果的に実施するために必要な予算を要求していただきたい。

また、次期の最上位計画作成の具体的な調査検討に着手し、必要に応じて予算を計上していただきたい。

- (1)義務的経費については、基本的な住民サービスの水準は維持できるよう、費用対効果を把握し、事業内容や事業主体等の適否を検証し、適正な予算要求とすることとし、その他の経費については、ゼロベースとする。
- (2)投資的経費については、国の景気対策や地方創生等の財源を積極的に活用し、長期的な見通しをもって予算要求していただきたい。

(3)真に必要な事業に効果的な予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

## 5. 平成27年度の予算編成の進め方

平成27年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、平成26年10月9日付け「平成27年度予算編成における基本的な考え方」「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」及び前述の趣旨を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

### (1)条例による財政運営影響額の試算等の義務付け

#### ①公共施設等整備に伴う財政運営影響額（条例第19条，規則第11条）

総事業費が公共施設（庁舎，学校，図書館，コミュニティセンター，体育館などの建築物）で1億円以上，社会基盤施設（道路，河川，橋りょう，下水道，公園など）で2億円以上の新設，更新，大規模改造等をしようとする場合は，財政運営影響額の試算結果（向こう30年間）及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けている。

- ・投資的経費 用地費，設計費，建設費，初度調弁費等の初期費用及び，特定財源
- ・経常的経費 管理運営費（人件費含む），物件費，市債償還費等の経常的費用及び，使用料等経常収入
- ・更新費用 当該施設の機能を維持するため，一般的な知見により予測される維持補修費，工事請負費，備品購入費等の臨時的経費及び特定財源

#### ②公共施設の管理の最適化（条例第9条第1項）

公共施設によって提供する機能について，社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため，公共施設の用途及び利用環境の改善，運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けている。

### (2) 予算要求の基本的事項

○義務的経費・経常的経費ともに，制度の改廃等に留意のうえ，事業内容を精査するものとする。また「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。

- 経常的経費の要求にあつては、「そもそも市が実施する必要があるのか」という視点で、「必要性」と「担い手」を客観的に再検証するものとする。
- 政策的経費又は投資的経費にあつては、「中期事業計画」（「戦略プラン 登載事業」分、「施設更新」分、「情報システム」分）における一次査定を経たもの（以下、概算要望等承認事業）に財源を優先配分するものとし、その他の事業については、ゼロベースとする。概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選するものとする。
- 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保されるものとし、単独事業にあつては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限る。

### (3) 行政改革の推進

市では戦略プランの実施にあわせて、第6次行政改革大綱を改定し、後期アクションプランを作成し、行政改革に取り組んでいる。

基本方針を再度確認していただき、具体的な取組事項の進捗状況に基づいた予算要求をしていただきたい。

### (4) 資産改革の推進（ストックの流動化及び活用）

大型の都市基盤整備がほぼ終了し、今後はストック（資産）のより一層の有効活用の推進が必要である。このため、施設の利用状況に加え、人口動態及び社会経済情勢の変化等を踏まえた今後の需要動向等を勘案するとともに、管理運営コスト及び老朽施設においては更新コスト等も勘案のうえ、真に必要な施設・サービスを厳選することが肝要である。

各施設管理者にあつては、施設老朽化の進行や利用実態等を踏まえ、利用環境の改善、管理運営の効率化や機能強化はもとより、多機能化や複合化を推進するなどにより、施設の規模、配置の最適化を図り、社会経済情勢の変化及び財政状況に適合した必要性の高い機能を確保する取組が条例により義務付けられていることに留意されたい。

なお、個々の施設においては、サービス改善、利用率・満足度の向上を図

る観点も重要であることから，各施設管理者にあつては，施設の管理業務にとどまらず，新たな活用策・高度利用による「資産価値を高める」ための事業展開なども検討するものとする。

#### (5)負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収（収納）率の向上は，財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また，公共サービスの財源は，市税などにより広く負担されることが大原則であり，担税力のある者が納税せず，公共サービスを享受することは，公平性を著しく損なうものであり，目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。このことを踏まえ，全庁を挙げて適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また，使用料等は，その利用者と非利用者との負担の公平性については，利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から，受益者負担の適正化についても精査すること。

#### (6)その他

業務のアウトソーシング等にあつては，仕様書・設計書の創意工夫をはじめ，発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また，特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあつては，自主独立を旨とする経営力強化の取組を促進するなど，歳出削減による自主財源の確保にも引き続き取り組むものとする。

さらに，本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても，本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

国や県の制度改正や動向に十分留意することとし，常に最新の情報を収集すること。